

あしおかせ 56号

発行日 令和元年7月1日
 編集 男女共同参画情報紙編集スタッフ
 (大嶋千恵子・大畑由香・川井幸子・杉木洋子)
 発行 焼津市 市民部 市民協働課
 (〒425-8502 焼津市本町 2-16-32)
 ☎ 054-626-1178
 ✉ kyodo@city.yaizu.lg.jp

©かわいさちこ

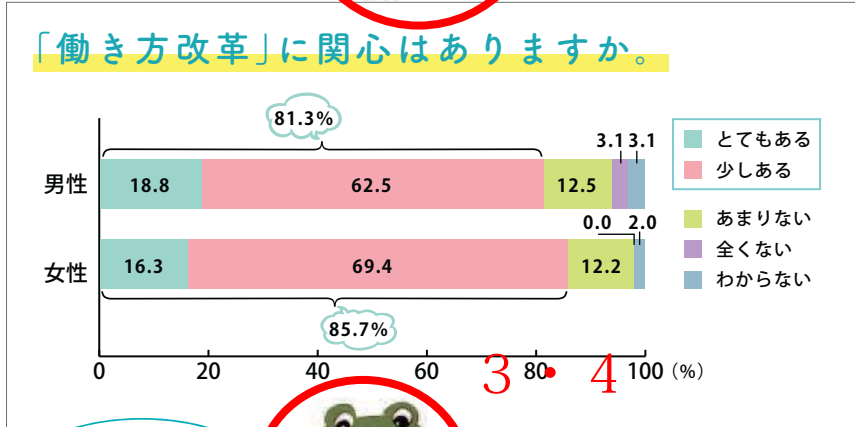
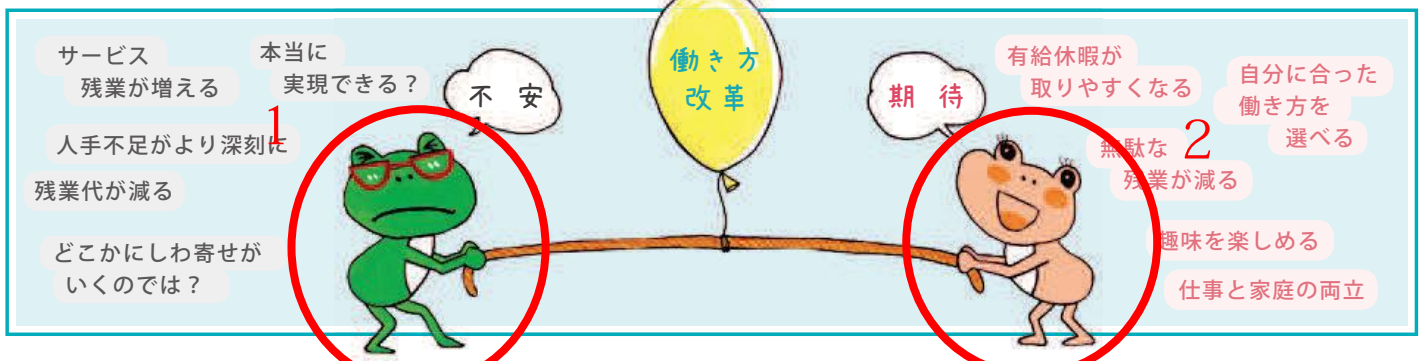
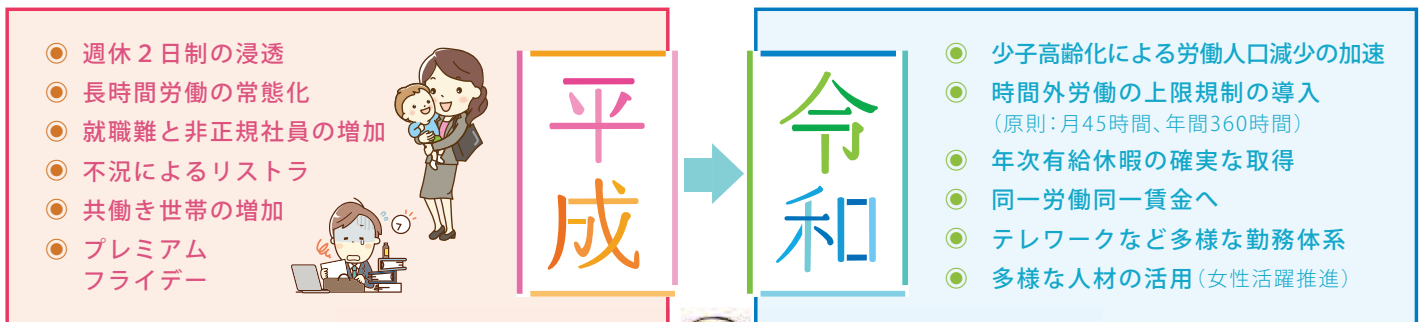
男女共同参画社会とは、世代や性別にかかわらず、誰もが自分らしく暮らせる社会です。そのためにも、私たちの住む地域や身近な社会生活について、行政と市民が互いに知り、学び、考え、発信し合い、共に社会をつくって動かしていきましょう。

平成から令和へ 働き方はどう変わる？

「平成」の時代が幕を閉じ、「令和」の時代が始まりました。

令和元年は、男女共同参画社会基本法が制定されてから、ちょうど20年の節目の年に当たります。平成の時代には、働き方にさまざまな変化があり、多くの事業主や従業員が影響を受けました。平成28年には女性活躍推進法が全面施行され、一部事業主に女性の活躍推進に関する状況把握や行動計画の策定などが義務付けられました。また、平成31年には働き方改革関連法が一部施行され、時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の確実な取得が求められるようになりました。

これから迎える令和の時代には、働き方はどのように変化していくのでしょうか。



第3次焼津市男女共同参画プランを策定

市では、「男女共同参画社会の形成～ともに認め合い一人ひとりが輝くまちをめざして～」を基本理念とし、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現などの新たな社会環境の変化に対応した第3次焼津市男女共同参画プラン(2019年度～2023年度)を策定しました。

↑詳しくはこちら

私たちが働きやすくなるから？女性が活躍する職場ってどんな職場かな？

アンケート対象：焼津市在住・在勤の男女
 アンケート期間：令和元年5月10日～5月22日
 有効回答数：男性32人、女性49人